

中野区教育委員会会議録 平成25年第6回定例会

○開会日 平成25年2月15日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時47分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 高木明郎

委員 山田正興

○傍聴者数 3人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第5号議案 定期異動に伴う中野区立学校校長及び副校長の内申について

日程第2 第6号議案 中野区立幼稚園園長及び副園長の人事について

[協議事項]

(1) 区議会で採択された区立学校における「常時国旗掲揚」を求める請願について(子ども教育経営担当、指導室長)

(2) 教育委員会に対する陳情について(子ども教育経営担当、指導室長)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①平成25年度予算(案)の概要について(子ども教育経営担当)

中野区 教育委員会
第 6 回定例会
(平成 2 5 年 2 月 1 5 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<日程について>

高木委員長

ここでお諮りをします。

本日の議決案件、日程第1、第5号議案、及び、日程第2、第6号議案は、非公開での審議を予定しています。したがって、日程の順序を変更し、協議事項及び報告事項を先に行い、議決案件の審議を最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、協議事項及び報告事項を先に行い、議決案件の審議を最後に行うこととします。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項です。本日の2件の協議事項はそれぞれ関連する内容となりますので、一括して協議を行いたいと思います。

それでは、協議事項の1番目、「区議会で採択された区立学校における『常時国旗掲揚』を求める請願について」、及び、2番目、「教育委員会に対する陳情について」の協議を行います。

事務局から資料について説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料によりまして、「区議会で採択された請願及び教育委員会に対する陳情」についてご報告をいたします。

まず、「区議会で採択された区立学校における『常時国旗掲揚』を求める請願について」でございます。昨年の第35回教育委員会定例会でご報告をいたしましたが、資料に記載の

とおり、平成24年第3回中野区議会定例会で、第2号請願「区立学校における『常時国旗掲揚』を求める請願」が採択され、その旨の通知とともに、請願文書表が区議会議長から教育委員長宛てに送付されてございます。

この請願の趣旨は、「区立学校においては、授業日には『常時国旗掲揚』を実施してください」というものでございます。この件の処理結果については区議会に対して報告することになっておりますので、ご協議をお願いしたいと考えております。

それから、2番目の「教育委員会に対する陳情について」でございます。資料に記載のとおり、昨年11月及び12月に、四つの団体から、中野区立学校に常時国旗掲揚の強制が行われなように求める趣旨の陳情が教育委員会に提出され、教育委員会定例会に報告をしているところでございます。これら4件の陳情については、中野区教育委員会請願処理規則第3条により、迅速かつ慎重に検討して、その結果を陳情者に通知することになっておりますので、教育委員会での協議の結果を踏まえて回答することになります。あわせてご協議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

高木委員長

引き続き、事務局から資料について説明をお願いします。

指導室長

それでは、私のほうから、「区立小中学校における国旗掲揚の取扱いについて」ということで、学習指導要領の位置づけについてご説明をしたいと思います。

まず、国旗の取り扱いに係る学習指導要領における規定内容ですが、「掲揚について」ということで、「特別活動」の記述がございます。そこにありますように、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」という記述がございます。

次に、国旗についての取り扱いですが、主に、小学校、中学校の「社会科」にその記述がございます。まず、小学校第3学年及び第4学年では、「我が国や外国に国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること」とございます。5年生については、多少の文言が違いますが、ほぼ同様の内容になります。6年生になりますと、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」ということで、「国歌」という言葉が加わってきます。中学校は公民的分野なのですが、「国旗及び国歌の意義並

びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」となっております。

それから、「区立小中学校における国旗の常時掲揚の実施状況」でございますが、小学校1校で校庭の掲揚塔に掲揚しているものがございます。

続いて、関係法令について少し補足をさせていただきたいと思っております。

まず、教育基本法の第2条「教育の目標」の第5号、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」ということが示されております。また、同じく、第5条「義務教育」の第2項に「義務教育として行われる普通教育は」ということから始まりまして、「また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」という規定がございます。

裏面をごらんください。裏面は、学校教育法による規定でございます。第21条第3号、これは教育基本法とほぼ同様の文言ですが、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」というふうに定められております。

私のほうからは以上でございます。

高木委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今、資料で説明をいただきました。最初のほうの説明で指導の場面のことですが、特活と社会科というふうに書かれております。特別活動の場合には、学年に関係なくといえますか、低学年等はそういうことの指導の場面があるのかどうかということです。

それから、私どもが知っている資料としては、社会科の地図帳に世界の国旗が載っていると思うのですが、それを活用しながら指導したりしていると思うのです。3・4年から5・6年、中学校まで共通で、日本の国旗と同時に外国の国旗についても理解を深めるという内容になっていると思うのですが、その辺のところをもうちょっとご説明いただけますか。

指導室長

まず、低学年に対する国旗の指導の場面があるかというご質問ですが、例えば周年行事

ですとか、入学式、卒業式について話をする中で指導する場面があるかと思います。特に周年行事においては、学校の成り立ちとかを説明するときもあります。そのときに国旗を掲揚するということがありますので、それについて触れる機会はあるかと思います。

それから、3・4年の社会科についてですが、日本の周りにどんな国があるかというような記述が教科書にありまして、国の名前ですとか、国をあらわすものとして国旗があるという形で、周辺国についての記述がありますので、そういう形で理解をしていきます。また、5・6年生になると、世界の地図の中で、国旗ですとか、民族衣装だとか、そういうものも学習するようになります。

大島委員

先ほどの指導室長のご説明の中で、常時国旗を掲揚している区立学校について、小学校で1校というふうに伺ったのですけれども、現在、区立の小学校で1校が国旗常時掲揚をしているということによろしいのかということと、それはどこに掲げているのでしょうかということをお教えいただきたいと思っています。

また、国旗以外の旗というのを常時掲揚している学校はあるのでしょうか。それももしわかりましたら教えていただきたい。

指導室長

まず、小学校で1校、掲揚している学校がございます。掲揚している場所ですが、校庭にある掲揚塔に国旗を掲揚しております。

それから、国旗以外の旗を掲揚している状況についてですが、現在は全ての小学校、中学校でそれぞれ校旗を掲揚塔に掲揚している状況になっております。

大島委員

関連してですけれども、23区のほかの区では国旗の常時掲揚というのはどんな状況になっているのか、もしおわかりでしたら教えていただきたい。

指導室長

23区内においては、常時掲揚を行っている区は2区ございます。

大島委員

常時掲揚するということは、学習指導要領上はどのようなのですか。学習指導要領にかなっているというふうに見ていいのでしょうか。

指導室長

学習指導要領の中で「常時」という言葉は出てきませんが、先ほど私が関連法令でご説

明しましたように、例えば教育基本法の第2条第5号には「我が国と郷土を愛する」というような規定もございますし、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する」ということも示されております。同様の規定が学校教育法の中にもございますので、常時掲揚するということは、その教科や場面を捉えての領域の中でということではないので、学校教育全体の中でそういう態度を育てていくということにはかなっている形だと考えます。

教育長

平成18年に、先ほど指導室長から紹介があった教育基本法が改正されたわけですが、今も何回かご説明があった「郷土を愛する心の育成」ということが規定されていて、その中で、国旗への理解とそれを尊重する態度の育成が重要だというふうに位置づけられているわけですが、その辺はどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

指導室長

例えば、学習指導要領の中では、儀式的行事ですとかさまざまな行事の中で、国旗の掲揚とか国歌について指導の機会として捉えなさいというふうにもなっております。また、我が国の伝統や文化について学ぶ機会をふやしなさいということも定められておりますので、そういう形では、学習指導要領に沿った形になるかなと考えています。

山田委員

中野区ではどのような場面で具体的に国旗が掲揚されているか、再度確認させてください。

指導室長

まず、指導要領に定められています入学式、卒業式の行事で、式場内、それから式場外に国旗が掲揚されています。また、運動会等でも、多くの学校で国旗の掲揚がされてございます。また、先ほど申しましたように、周年行事でも掲揚する場面がございます。

山田委員

先ほど、区内でも1校は常時掲揚しているということでしたけれども、それはどなたの判断でされているのか。また、どのように掲揚されているのか、おわかりになれば教えていただけませんか。

指導室長

まず、各学校の教育課程の編成権者は校長になりますので、校長の判断によって掲揚している形になります。

それから、掲揚を誰がしているかとか、掲揚の仕方についてですが、その学校では、副

校長、または校務主事が掲揚していると聞いてございます。

大島委員

現在の学校の状況なのですけれども、国旗とか校旗とかを常時掲揚できる設備というのは各学校に整っているのでしょうか。

指導室長

掲揚塔の整備状況のご質問かと思いますが、掲揚塔が1本しかない学校もあれば、2本、3本あるような学校もございます。少なくとも1本は掲揚塔がございますので、国旗または校旗を掲揚する環境は整っているかと思えます。

飛鳥馬委員

そうしますと、現在のところは、設備的に、あるいは環境的に言うと、掲揚塔が1本しかない学校もあつたりということで、校旗のほかに国旗を常時掲揚する条件はない、ということなのかもしれないのですが、施設・設備的にもうちょっと詳しく、細かいことがわかるでしょうか。把握している範囲でわかればですけれども。

指導室長

まず、小学校で、その掲揚塔がどこにあるかということなのですが、屋上に掲揚塔がある学校が13校あります。校庭に設置されている学校が7校、両方設置されている学校が5校ございます。中学校は、屋上が5校、校庭が4校、両方が2校ございます。

本数のことなのですけれども、小学校で掲揚塔が1本の学校が13校、2本以上ある学校が12校ございます。中学校では、1本が7校、2本以上が4校ございます。

教育長

今の指導室長のご説明によると、今、国旗を常時掲揚している学校については、校旗も全校で掲げているということですので、常時、校旗と国旗を両方掲げているということになりますね。つまり、掲揚塔が2本あるという環境があるということによろしいのでしょうか。

指導室長

国旗を常時掲揚している学校1校につきましては、校旗と国旗を両方掲揚しておりますので、掲揚塔は2本あります。

飛鳥馬委員

関連でよろしいですか。

今、校旗と国旗の例が出ましたが、ほかに何か掲げているところ、あるいは掲げるもの

はあるのでしょうか。例えば、中野区旗を掲げているとか。

指導室長

私の知る限りでは、例えば3本ある学校で、国旗、区旗、校旗を掲げているというふうには聞いておりません。区旗については掲げているということは、私は知り得ておりません。

高木委員長

掲揚塔なのですが、先ほどのご説明ですと、行事の際に、日章旗、国旗・日の丸を上げる場合に、1本しかないところは校旗は掲げないで日の丸を掲げているのですか。それともダブルで掲げてしまっているのですか。

指導室長

例えば1本しかない学校は入学式や卒業式はどうするかということですが、ポールのほうには校旗を掲げて、国旗は校門のところに掲揚するというような形をとっている学校が多いというふうになっております。

高木委員長

先ほどの指導室長のご説明ですと、中学校の社会科の公民的分野で、「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ」という規定がありますので、国旗や校旗の掲揚の仕方についても、そういう国際的儀礼ですとか慣例に沿ったような形にちょっと配慮が要るのかなと。例えば、いろいろなケースで、弔事とかで、国から私学にも通知が来る場合もありますので、そこは学校教育の学習指導要領に沿って適切にできるようにする必要がありますと思います。

飛鳥馬委員

今の委員長の国際的な理解みたいなことと関連すると、昔の運動会は、万国旗と言っていろいろな国の旗をたくさん飾っていましたよね。ああいうのは余り目にしないという気がするのです。幼稚園ぐらいだと、室内でも、飾ったり、やっているような気もするのですけれども、小・中学校場合にやっている学校はあるのでしょうか。一番いい国際理解というか、スポーツ、平和の祭典みたいな感じで、指導する場面としては非常にいいのだらうと思うのですけれども。

指導室長

昔に比べますと、運動会とかで万国旗が掲揚されているという状況は減ってきているかなとは思いますが。それにかえて、例えば、子どもが画用紙に絵を描いてつくったような旗

を掲揚するというような学校もございます。

あと、国旗については、万国旗を飾った場合に、ない国が出てくることもあるという問題がございます。その辺は十分に配慮して対応しなければいけないと考えます。

教育長

先ほど委員長から、「国旗及び国歌の意義並びに」という中学校の社会科の公民的分野の位置づけのお話がありましたけれども、おととしの3.11の大震災の後は、区役所の上にある国旗も弔意をあらわすということで半旗を掲げておりました。各学校でもそうした対応をしたと記憶しているのです。国旗というものの取り扱いを子どもたちに適切に理解させる。国民的に弔意をあらわす、気持ちをあらわすという意味で、子どもたちにとって、教育の場で国旗の果たす役割は大きいなという気もしますので、教育の場で国旗を掲げて、そうした気持ちをあらわす場面もあるのだということを理解させる機会になったと思います。そうしたことをきちんと教えていくことが大切だと思っています。

高木委員長

確認ですけれども、先ほどのご説明ですと、本区で国旗・日章旗を掲揚する入学式や卒業式、あと周年行事、運動会、連合運動会。我々も入学式以外は参加をする機会が多いですので、列席させていただいて、学習指導要領に沿って適切に国旗が取り扱われて、国歌も斉唱されているという理解をしているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

指導室長

そうですね。今、委員長がおっしゃいましたように、入学式、卒業式の儀式的行事、それから周年行事、それから運動会、連合運動会ではきちんと掲揚されているというふうに認識していますし、学習指導要領にかなった対応というふうに考えております。

高木委員長

昨年、ロンドンでオリンピックがありまして、そういう年には皆さん日章旗を振ったりして、同じタイミングで運動会等があると、国旗掲揚もきちっとできているのかなと思うのです。ただ、そういったところで学習の中に国際的儀礼とか慣例、そういったものに適切に反映できるようにやはり配慮が必要なのかなとは思いますが。

教育長

確認です。

区内で1校ですけれども、常時国旗を掲揚しているという学校がありますし、今後、区内でそうした環境が整っている学校であれば掲げていくということも可能性として十分あ

るわけでした、そういう場合も、今るるご説明があった学習指導要領や関係法令に適合して適切に取り扱っていることになるということによろしいのですよね。

指導室長

今、教育長がおっしゃいましたように、教育基本法を始め、各種関係法令に照らし合わせても、国旗の常時掲揚は全く問題がない行為であると考えます。

高木委員長

それでは、まず、「教育委員会に対する陳情について」ですが、この陳情4件、趣旨としては、中野区立学校に常時国旗掲揚の強制が行われないようにしてくださいということだと思います。昨年6月に、区立小中学校に「常時国旗掲揚」をすることにならないよう求める陳情が出て、一度回答をしていると思うのですが、教育委員会のスタンスとしては同じなのかなと。教育委員会としては、中野区立学校における国旗の取り扱いについては、関係法令や学習指導要領にのっとり適切に行われているかどうか、ここが中野区の教育委員会としてのスタンスになってくるのかなと思います。6月にも回答していますが、現在、中野区内の学校において行われている国旗の扱いは、1校ある常時掲揚も含めて、法令や学習指導要領にのっとり適切に行われていると我々は判断しているところだと思います。今後についても、教育基本法や学習指導要領、あるいは学校基本法といった関係法令にのっとり、各学校において適切に行われるべきであるというところで、各委員の意見はそこについては一致したかなと思っております。

したがって、当委員会に対する本件陳情については、本日の協議結果を踏まえてそのように回答したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、教育委員会に対する4件の陳情につきましては、本日の協議結果を踏まえ、事務局のほうで文案について整理していただいて、回答をお願いいたします。

続きまして、区議会で採択された請願についてですけれども、これは教育委員会としてはどのような対応になるのか、事務局のほうでもう1回ご説明していただけますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

区議会で採択された請願の処理状況については区議会のほうに報告することになっております。本日の協議結果を踏まえてその状況を報告するという取り扱いでございます。

高木委員長

確認ですが、請願者に対して教育委員会から回答するのではなくて、採択した区議会に対して処理状況を報告するという取り扱いになるということですね。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

高木委員長

そうしますと、区議会で採択された請願につきましては、区立学校において授業日に「常時国旗掲揚」を求めるといものですが、教育委員会としましては、各学校の教育環境の整備も含めて、今後事務局より報告を受け、さらに検討していきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

高木委員長

それでは、本件につきましてはそのように進めていきたいと思えます。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、2月8日の第5回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

まず、2月13日水曜日、平成24年度中野区立中学校教育研究会研究発表会。中野中学校において行われた発表会に山田委員が出席しました。

2月13日水曜日、第63回中野区小学校教育研究会研究発表会。まず、学校事務研究部。平和の森小学校で行われました。私が出席しました。理科研究部。緑野小学校で行われました。私と田辺教育長が出席しました。特別活動研究部。上高田小学校で行われました。飛鳥馬委員が出席しました。

2月14日木曜日、「学力教育向上事業」研究指定校研究発表会。鷺宮小学校。大島委員と田辺教育長が出席しました。

私からは以上です。

それでは、大島委員。

大島委員

今、委員長からお話がありました、2月14日、鷺宮小学校で行われました研究指定校の研究発表会に行っていました。この研究は平成23年度、平成24年度の2年間行われたのですが、「家庭・地域との連携を通して、広げよう学びの輪」ということで、学校の中だけの学習活動ではなく、これを地域の方、PTA・保護者の方も広く巻き込んで、学校の教育活動に参加してもらおうというのがテーマでございます。

まず、授業もあったのですが、全体的な印象として、子どもたちがみんな大変落ちついて授業に取り組んでいて、授業の態度も大変よかったですと思います。それから、先生方の平均が37歳とかと伺ったかと思うのですが、若い教員の方が多いのです。まだ2年目とか、経験が浅い先生もいらっしゃいましたけれども、大変意欲的に授業の準備をされていたし、授業自体も大変熱心に進められていて、授業もよかったですし、子どもたちの勉強の態度も大変よかったですと思いました。

研究発表会は、全国から120名の方が参加されたみたいで、佐賀県からいらしてくれた先生もいらっしゃるようで、各地から来ていただいたようです。そこでの質疑などもあったのですが、ほかの学校の先生方の関心も、保護者の方をどうやって巻き込んでいくか、その辺、皆さん苦労されているというような印象があったのです。その辺に関心が向いているようで、鷺宮小学校はさまざまな工夫をしているみたいなのですね。理科や算数については保護者の方とノートの交流をやったり、「鷺小タイムス」という新聞、それから、学年ごとの「学年だより」みたいなことで、学校でやっていることを細かく知らせるとか、「ノーテレビ・ノーゲームデー大作戦」というのをやったり。あと、おもしろいと思ったのは、「学力向上虎の巻」というプリントをつくってまして、家庭の保護者の方も一緒にやりましょうというようなプリントなのですね。そこには、その時々学習内容に関連するクイズが出てまして、この回答は子どもさんを通じて回答しますとかいうようなことで、親子で一緒にやりましょうというようなもので、漫画も入っていたりして、例えば計算のときでも、途中の式の見直しのやり方とか、細かいことが漫画入りで出ていたり、問題も出ていたりして、親子で楽しめるようなものをつくったり。こういうものは先生方も、ある意味、手間がかかって大変だろうなと思ったのですが、そういうことで親御さんを巻き込んでいく。あとは、もちろん音読などについても、毎回、親御さんからのコメントももらうようにするとか、いろいろなことをやっていて大変感心いたしました。

した。こういうことが参考になって、ほかの学校でも家庭学習の定着ということに広がっていけばいいなというふうに感じた次第です。

以上です。

高木委員長

山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は、先ほど委員長から報告がありましたように、13日ですけれども、中学校教育研究会の研究発表がありましたので、出席をいたしました。

中野区中学校の研究会は17の部門があって、その部門ごとに、特に今年度から施行されました新学習指導要領に基づいた授業展開をどのようにやっていくか、また、先生方の授業力の向上を図るためのいろいろなスキルアップというようなことで、部会ごとに発表がされておりました。

その中で幾つかご紹介しますけれども、例えば音楽。ことしは皆さんが授業に向けて琴を練習されておりました。楽譜を読むだけでも大変なのだと思いながら、おそらく先生方も初めての試みではないかと思うのですけれども、素人の私なりに、いい音が出ているなという感じがいたしました。

数学では、今読んで出版されている教科書をもう一度振り返って、ある単元のところをどのような教科書がどのように使われていて、どれがすばらしいのかとか、使いやすいのかという視点での討論がされておりました。私どもが採択しました教科書も比較的上位にあって、ちょっと胸をなでおろしました。実際に先生にとって教えやすい、また、生徒が理解しやすいという視点ではどのような教科書がいいのかというような議論がされておりました。

また、理科では、特に実験の内容での工夫とか、それを講師の先生がやられて、それを皆さんで学び合っているというようなことでありました。

美術のところでは、いろいろな話が出ておりました。例えば、常に筆とかそういうのが置いてあると、子どもたちが美術に取り組む姿勢が育まれるのではないかということで、そういうような環境も大切なのではないかというようなお話でした。

また、私が関係している学校保健のほうでは、生活習慣病予防健診の今後の健診での振り返りといいますか、そういうことについてのディスカッションがされておりました。今後はこういった中学校教育研究会にいろいろお願いをして、私たちが学校再編でやろうと

している小中連携のところに踏み込んでいただいて、おのおの科目の学力向上にいろいろお願いすることが多くなるのではないかと考えています。

なかなか熱心な研究会で、素晴らしい一日でした。

ちょっと前に戻りますけれども、2月10日は、私は、東京都の医師会で、学校3師、いわゆる内科、眼科、耳鼻科以外の専門医を都立高校に派遣する事業にとりかかったときに、都立九段高校にいらっしゃった養護の先生が文部科学大臣賞を受けたということで祝賀会がありまして、そこに出席いたしました。この先生は、今は新宿の都立高校に移られていますが、都立九段高校の時代に、子どもたちと一緒に健康についてディスカッションをしていった実力のある方です。一つ驚いたことは、私のところにずっとかかっていた方ですが、残念ながら、区立の中学校のときには全くの不登校だったのです。行ったのは3年間で10日ぐらいではないですか。その子が今、彼女の高校の在校生の1年生で、校歌を歌いに来ていたのです。「この先生と出会えて私は学校に行けるようになった」ということです。その高校はフリースクールのような高校なのですけれども、一生懸命単位をとって何とか4年で卒業したいというような意欲もあって、そういったことで、子どももある場面で大きく変わることがあるのだなと思って、その子の成長を楽しみにしているところです。

昨日は、中野区医師会で、毎年やっております学校3師——学校医、歯科医、薬剤師の先生方にお集まりいただいて、研修会を開きました。教育長にも出席していただきましたし、子育て支援担当の副参事からは講演をいただきました。今回の学校3師のテーマとしては、児童虐待をテーマに取り上げて、副参事からは中野区における児童虐待の現状についてお話しいただいて、中野区の東京警察病院小児科の先生からは、一般外来を受診した児童虐待の3例ということでお話しいただきました。

最後に、今、淑徳大学で教授を務めております元杏林大学小児科部長に「子ども虐待における医療の役割」ということで講演をいただきました。児童虐待そのものは毎年のように件数が上がってきています。いわゆる要保護児童協議会というものが中野区にも立ち上がってしまっていて、私はそのメンバーでもありますが、もちろん、「児童虐待」があつたり、ドメスティックバイオレンスがあつたり、老人に対する虐待がある。これはおのおの法律が違うものですから、おのおのところで協議会が開かれているわけですが、どちらかという、関連のある家庭内での暴力のことなので、本来であればその辺は一堂に会して協議会を持つほうがいいのではないかと私は思っていて、ご講演いただいた先生もそのような発言をされていました。

あと、虐待される側の子どもの要件としては、発達の障害があったりということが多いとか、また、虐待する側としては母親が一番多いのですけれども、その母親が実は日本人でなかったり、その母親も実は虐待を受けていたとか、ドメスティックを受けていたとか、そういった成育歴があるとかということでもありますので、虐待する側の方たちについてもきちんとしたフォローが必要だということ先生は随分強調されていました。そういった視点から、これからも虐待のことは一緒に勉強していかなければいけないのかなと感じました。

私からは以上です。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私も、13日、小学校の教育研究会の発表会で上高田小学校に行ってきました。上高田小学校は、特活（特別教育活動）の研究会の発表でした。授業を四つぐらいやっていたのですが、一つは、1年生が食育の授業をやっていました。おもしろかったのは、先生が「何回ぐらいかむか」ということで、フランスパンを小さく切りまして、「ふだん食べているとおり食べなさい」と言って、飲み込ませて、「今度は何回かむか数えなさい」などと言って実際に数えさせて、「味がどう変わったか」とか、「食感はどうか」とかというようなことを聞いていましたけれども、体験しながらの食育ということになるのでしょうか。

あと、4年生だったか、安全指導で、学校に不審者とか、登下校に不審者に会ったらか、そういう設定で授業をしていました。上高田の担任の先生と隣の同じ特活をやっている先生とTTのような形でやっていました。

もう一方、中野警察の少年係の係長が授業に来て話をしてくれました。学校で不審者が来て、「逃げろー」とか、避難訓練みたいにやるときには、結構警察の人が来てやっているのを見たことがあります。授業でというのは珍しいのかなと思いました。授業に参加していました。

6年生は、卒業なので、タイムカプセルをつくるので、何を入れるかという話し合いをしていました。校庭のどこかに埋めるのかなと思ったら、そうではなくて、段ボールみたいな箱の中に入れて、先生が3年間預かるというタイムカプセルで、何が入られるか、何が入るかという話でしたけれども、そういう方法があるんだと私は思いました。いつも校庭に埋めなければいけないのかなと思っていましたけれども、そうでもないのだなとい

うような気がしました。

最後は、文部科学省の教科書作家の先生が講演してくれました。強調していて、私の記憶に残ったのが二つあります。一つは、特活の先生方が授業をやる場合に、話し合いをよくさせるのだけれども、子どもが自己決定するといいますか、自分で意見を持つというか、そういう最後のところで自己決定の押しがちょっと弱いというか、そこはちょっと欠落してしまっているということがたまたまあるので、ぜひ子どもたちにはそのところを強調して教えてほしいなということを言っていました。

二つ目は、学活で話し合って何か決めるわけですけども、必ず結論を出す。そして、意見が違っても、決まったことはみんなで行きましょう、そういうふうに持って行ってほしいという話をしていました。

以上です。

高木委員長

教育長、お願いします。

教育長

特にございませぬ。

高木委員長

それでは、各委員からの以上の報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

山田委員のお話の中で、児童虐待については、虐待するほうの母親も、成育歴で不幸なことがあったりというようなことで、そういうことに対するケアも必要だというお話を聞いて、本当にそうだなと思ったのです。どっちかという、虐待する側へのケアというのは余り話題になっていないような気がするのですけれども、そういうことに対して、今、具体的にされていることとか、例えば行政とか、あるのでしょうか。

山田委員

私の知る範囲なのですが、例えばこんな場面があるかと思うのです。乳児健診という健診は、行政健診としては1歳6か月健診とか3歳児健診があるのですね。そこに来なかった保護者に対して少しかかわっていく。何で来られなかったのか。たまたま来られなかったかもしれませんし、別の事情があるかもしれない。

あとは、私たちの医療機関のレベルでは、母子手帳を見て、母子手帳に空欄が多いとか、

予防接種を受けていないとか、そういうときに少しアプローチをしてあげる。「決してあなた一人だけで悩まないでね」と孤立化させない。そういったことでアプローチしていく。それにかかわったところが発信して、行政であったり、子ども家庭支援センターであったり、保健婦さんとかありますね。そういうところで、面としていろいろサポートしていくことで予防につながらないかなというようなメッセージではないのかなと私は思って、中野区でもそういったこと等の取り組みを始めていると思います。

大島委員

関連してなのですけども、区としては、そういう虐待している方への支援みたいなものは何かあるのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

虐待している保護者というのは、事業としては立ち上げてはおりませんが、非常勤職員等を採用しまして、カウンセリングであるとか、そういったことは継続的に行っております。先ほど山田委員が言われましたように、なるべく早く発見するというようなことも必要ですので、私ども、母子手帳を交付する際にいろいろなアンケートをとりまして、望まない妊娠であるとか、経済的な不安があるというときには、その段階から子ども家庭支援センターのケースワーカー、虐待対応ができるケースワーカーが面接をして、必要があれば、継続的にそういったケースワークをするというような形をとっているところでございます。

山田委員

もう一つ補足すると、赤ちゃん訪問事業というのをやっているのですよね。これは、赤ちゃんが生まれたら、最初は新生児訪問というのを始めたのですけれども、東京ですと、里帰りして1か月ぐらい実家に帰っているの、戻ってこられるのは大体生後2か月とか。ですから、4か月ぐらいの間にローラーで赤ちゃんのいる家庭を全部訪問する。例えば、そこで行けなかったとか、お母さんから何がシグナルがあったとかいうことをきちんと継続してつなげていくというようなことも、中野区は、赤ちゃん訪問の実績は98%ぐらいに及んでいるので、23区の中でもかなりきちんとできている区ではないかと思っています。

高木委員長

ほかに発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局報告事項、「平成25年度予算（案）の概要について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

「平成25年度予算（案）の概要について」、お手元の資料によりご報告をいたします。

まず、「平成25年度一般会計当初予算（案）対前年度比較」でございます。表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。平成25年度一般会計当初予算（案）でございますが、歳入、歳出ともに、対前年度比較で5億6,300万円増、率にして0.5%伸びまして、合計で1,170億4,100万円となっております。これは、生活扶助費などの経常的な経費が増加している一方で、人件費の抑制や事業見直しなどに取り組みまして、歳出の抑制に取り組んだ結果、0.5%の微増に抑えたものでございます。

2「歳出」の表の6「子ども教育費」をごらんください。子ども教育費全体では、272億8,583万4,000円で、対前年度比較で15億3,883万3,000円、率にして6%伸びてございます。

次に、平成25年度予算（案）の概要でございます。子ども教育費のうち、教育委員会事務局関係の予算についてご説明をいたします。

まず、1ページの①「子ども教育費の新規・拡充・推進事業」の一覧表をごらんいただきたいと思います。1「学校用務業務の委託化」では、区立中学校6校の学校用務業務を委託する経費として5,280万円を計上してございます。2「図書館サービスの拡充」では、平成25年4月から中央図書館及び地域図書館7館に指定管理者制度を導入し、サービスの拡充を図るための経費といたしまして、6億1,845万7,000円を計上しております。

2ページをごらんいただきたいと思います。上から2段目の9「学校施設調査」では、検討中の再編対象校及び建築後50年を経過している区立小中学校11校につきまして、建物の強度や老朽化の状況を把握するための調査の経費として8,250万円を計上しております。

次に、10「谷戸小学校校庭整備」では、東校舎の改築工事が終了した後の校庭整備を行うための経費といたしまして3,535万1,000円を計上しております。次の11「中野中学校整備」でございますが、中野中学校の新校舎と校庭の整備工事の経費として31億8,974万4,000円を計上しております。

次に、②「子ども教育費の見直し等」でございます。1「教育振興会への補助額の縮小」では、今年度の事業見直しの結果として、補助額を60万円減額することにしております。次の2「社会科見学・遠足代公費負担廃止」では、平成23年度の事業見直しの結果に基づ

き、来年度から小・中学校の社会科見学・遠足代の公費負担を廃止するものでございます。

続きまして、3ページでございます。④「子ども教育費のその他の主な事業」をごらんいただきたいと思っております。1「幼稚園の教育環境整備」では、園児用机・椅子の順次買い換えなどを行うものでございます。2「職員室LAN・教育相談施設コンピュータ機器リプレイス及び校務管理システム導入」は、職員室LAN等の機器のリプレイス、及び、校務事務の効率化のための校務管理システムの導入を行うものでございます。3の「小中学校特別教室の冷房化」は、特別教室のうち、小学校の図工室や中学校の理科室に順次冷房機を設置していくものでございます。4「学校や子ども施設の耐震化」では、耐震工事委託を小・中学校5校、耐震工事を小・中学校3校で行うものでございます。

最後の4ページでございますが、「小学校・中学校」「図書館」「その他教育施設」の主な施設改修等は、⑤の「主な施設改修等」の1から3までに記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

1ページの①の2の「図書館サービスの拡充」の費用ですが、指定管理者制度の導入に伴っての費用ということなのですけれども、これは、毎年これだけかかるということではなく、今回、初期投資のようなものだと考えてよろしいのでしょうか。

副参事（中央図書館長）

この金額の中の主なものは指定管理料でございまして、ほぼこのぐらいの金額は毎年かかるものと考えてよろしいと思っております。

大島委員

多分、指定管理者制度にしたほうが経費的にも節約になるようなことを伺ったことがあるかと思うのですが、そうしない場合と比べれば、やはり経費的には少なく済むと考えてよろしいのでしょうか。

副参事（中央図書館長）

おおよそでございますけれども、大体8,000万円程度、経費の節減になると考えてございます。

山田委員

一番初めにあります「学校用務業務の委託化」をもうちょっと具体的に教えていただけ

ませんか。

副参事（学校教育担当）

こちらの学校用務業務の委託につきましては、現在、企画競争で事業者選定の最終段階というところですか。中学校6校、第三中学校、第五中学校、第七中学校、第十中学校、緑野中学校、北中野中学校の、現在、校務主事がやっている業務のうちの用務業務について、民間の事業者へ委託するというものでございます。そのほかに、プールの清掃ですとか、別途委託で行っていたものもこちらの委託に吸収する形で一括して委託をして実施していくという内容のものでございます。

この業務の委託は、校務主事が退職不補充でまいりましたので、不足していくという中で、平成25年度から現在のような状況で職員を配置することが難しくなったということに伴って委託を始めています。これに伴いまして、現在、学校の校務主事というものが担っている事務的な補助の部分については、係長級の職員を配置するというのをあわせて行っていくということを想定しております。

教育委員会事務局次長

簡単に言いますと、まず、学校用務業務の委託につきましては、学校の用務を担っている職員が退職をしていくということで、その部分が一つあります。その部分をどう対応するかということ。それと、今行っている用務業務、例えば樹木の剪定とか、いろいろなものがございます。高年齢化に伴いまして、それを行うことが非常に危険な部分がございます。そういったものも含めまして委託にする。委託の内容としては、その専門のチームがあって、伐採とか、いろいろできる方もいます。あと、あわせて、プールの清掃とか、そういった個別で契約しているものも全部ここにひっくるめてやっていくということでの効率化、そういったものをやっというふうなことでございます。

あわせて、今回の用務の委託に伴いまして、学校のほうでは、私費会計とか、副校長のあたりの、本来教員の仕事であるべき事務的な仕事も担わせた部分がございます。そういったものはこちらのほうでやらなければならないだろうということで、あわせて、今度、職員、係長職を学校に配置するというので、学校側で行っております事務的な仕事に関してはそれが担うということになって、今やっております副校長のそういった事務的な仕事は区側がやるということで、教師のほうの仕事に専念していただきたいといった趣旨のもとで、順次こういった委託化を進めるような内容でございます。

山田委員

ということは、教員の、特に副校長先生がきちんと教育現場に戻れる時間が多くなってくるといことを考えているということが一つあるのではないかと思いますし、係長の事務職が配置されるということは、学校再編などで関係する小中連携とか地域連携のところの事務もその方にやっていただくということの理解でよろしいですか。

教育委員会事務局次長

今、委員がおっしゃったとおり、まず事務的なものがなくなりますので、本来業務のほうに移ることができるということがございます。今、委員がおっしゃったように、学校再編の関係もありまして、小中連携、あとは地域との連携がございます。そういった面では、学校は全部手を引くわけではございませんが、やはり連携、学校支援ボランティアとか、いろいろな形での中継ぎ業務といったものも行ってもらうということで、係長職を配置するものでございます。

山田委員

もう1点よろしいですか。

私たちが区長にお願いしました念願の特別教室の冷房化が順次設置されていくという、非常に素晴らしいニュースをいただいたわけでありますけれども、一方で、社会科見学の遠足代公費負担の廃止ということです。これは、指導室長、他区ではどのような現状なのかということと、中野区の場合に、社会科見学というのは何回ぐらいあるのか。学校によって違うかもしれませんが、どんな状況なのか教えていただけますか。

指導室長

まず、他区での状況ですが、私が経験をした区や市では、社会科見学とか遠足については本人負担、各家庭で負担をするという形になります。したがって、バスの料金も、10月、11月というのは非常に高くなるのですね。そういうところに行くと、1人当たりの金額がかなり大きくなってしまいますので、そういう時期を避けて組むとか、いろいろな工夫をしています。私の経験の中では公費負担という経験はございません。

それから、社会科見学の回数については、そういうバスとかを利用するのは学年で年間1回ですね。近くに歩いて行って、例えば消防署を見学するとか、中野区の区議会を見学するとか、そういうようなものはありますけれども、交通機関を使って行くのはおおむね1回というふうに認識しています。

高木委員長

公費負担の件ですが、交通費が実費負担になった場合、これは就学援助の対象になるの

でしょうか。

副参事（学校教育担当）

従来も、社会科見学については就学援助の対象となっておりました。金額については実費ということになっておりますので、対象になるということで考えていただけたらと思います。

高木委員長

公費負担は、我々も結構言われますので。本来、全部負担できればいいのでしょうけれども、他区とのバランスですとか、中野区の厳しい財政状況を我々もしようがないかなど思っているのですが、困っているご家庭のほうにはそういった中野区の補完がありますよというのはいちよつと行っていただければなと思います。

3 ページの「学校や子ども施設の耐震化」のところでございます。以前、平成20年ですか、中野区は耐震化率が23区で最低ということで新聞に出てしまって、区長さんも「最速でやります」ということで宣言をしてくださったのですが、その後、非常に厳しい財政状況でちょっと延び延びになってしまった感はあるのです。ここの計画、平成25年度の設計と工事がありますが、平成25年度設計は多分平成26年度施工だと思うのですけれども、現在中野区の区立の小・中学校、あるいは幼稚園として使っている部分については、平成26年度末には耐震補強が終わるという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

大体平成26年度で全て完了ということになります。

山田委員

確認させてください。

2 ページにある「学校施設調査」。「検討中の再編対象校および建築後10年経過している区立小中学校について、建物の強度や老朽化状況を把握するための調査を実施する」。これは、実際の工期、どのくらいの時間でどのくらいで調査が完了して報告が上がってくるのか教えてください。

副参事（子ども教育施設担当）

大体3か月ぐらいを見込んでおります。その中に、報告書の作成とかという期間が必要になりますので、その期間も入れて大体3か月と考えております。

山田委員

大まかには、時期としてはいつぐらいになるのでしょうか。秋口になりますか。

副参事（子ども教育施設担当）

時期はちょっと早目にしようと考えております。4月からというのはなかなか難しいのですけれども、夏休み後には報告書が出るような形で取り組んでいるところでございます。

飛鳥馬委員

3 ページの下の2のところに、職員室LAN、教育相談室等のコンピュータのことの説明が書いてあります。職員室、それから南北教育相談室に、最後に書いてある「校務支援システムを導入する」ということですが、具体的にはどんな支援になるのか、もうちょっとわかりやすく言っていただけますか。

指導室長

まず、職員室LANというのは、現在、小・中学校には一人1台のコンピュータが配られているのですけれども、そのリースが切れるということで、それをリプレイスするというようなものです。教育センターやその他についても同じような形なのですが、校務支援システムというのを今回リプレイスにあわせて新たに導入します。幾つかの自治体では導入されているところもあるのですが、教員の事務量を軽減するような、例えば今まで成績処理も電卓をたたいたりとか、いろいろな形でやっているものがあるのですが、それを一つのパッケージになったようなソフトを活用することによって、機械の力でかなり時間を短くして成績表をつくる。または、ご案内のように、日常、教員は教務手帳という形で児童・生徒の記録をとっていくのですが、それを入力する形にしておいて、通知表のときにそこからのデータを引っ張り出して印字していく。また、同じような情報を指導要録の作成にも活用できる。また、年間指導計画をもとに各教員は授業案、週案を作成していくのですが、その年間指導計画から、細かいところまでできないのですが、大まかに週案にこういう単元を配列するとかというのも自動でやってもらって、細かいところを教員が詰めるというような形で、事務量をかなり軽減していくことができるようなものを現在検討しているところです。

山田委員

1 ページの5 番目に「重度・重複障害児施設等設計委託」とあるのです。たんぼぼ学級の跡地の利用ということだと思いますが、これは、基本設計を行うということの理解でいいのかということと、この施設は、軽度発達障害の方たちのための放課後機能ということと、重度・重複障害児を抱える保護者のレスパイトということがあるかと思うのです。他区にもそういった施設があるので、そういったノウハウも取り入れたところの基本設計に

かかるということの理解でよろしいでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

こちらのほうの設計費でございますが、平成26年度に工事に入りますので、実施設計のほうを平成25年度で取りかかることとなります。他区のそういった施設もあることは存じておりますので、こちらの設計の担当のほうの分野も含めて施設見学に一緒に行く中で、なるべく利用者の方にとって利便性の高い施設にしようということで考えております。

山田委員

たしか、都立で墨東病院を中心とした地域ケアのところ、墨田のところ、レスパイトのものが立ち上がったと聞いておりますので、そういったものを参考にしながら、また、区内で暮らしている重複障害児を抱えている保護者の方の意見を聞きながら設計に進んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

飛鳥馬委員

今の1ページの6「5歳児歯科健診」のところですけども、小1までは学校でやっている、それを5歳児でもやるというふうに思えばよろしいのかどうかということと、フッ素を塗るということは、ここで塗ればどのくらい効き目があったり、小学校へ入ったら関係ないのかどうか。知識がないものですから、その辺のところがよくわからないのです。幼稚園のことなので申しわけないけれども。

高木委員長

どなたか回答できますか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

こちらのほうの5歳児の歯科健診ですが、区としましては、今、3歳児の健康診断のところで歯科健診を行っております。入学までに間の健診が抜けてしまいますので、ちょうど乳歯から永久歯に生えかわる時期でもありますので、5歳児の歯科健診で特に、これは医療機関に行っていただきますので、保護者の方と一緒に行って、歯ブラシ指導であるとか、また、かかりつけ医をそこで決めて行っていただくというようなことも含めて、口腔の健康を維持するというようなことで始めた事業でございます。

フッ素の塗布につきましては、いろいろな見解があることは存じておりますので、歯科医が保護者の方にきちんと説明していただいて、希望者にフッ素を塗布するというような予定でおります。効果は、一般的には半年程度というふうに言われております。

山田委員

これはすばらしい事業だなと思うのですが、予算額がこの額ですから、どのようにやるのかなというのはちょっと疑問なのです。

副参事（特別支援教育等連携担当）

5歳児の方は、今、およそ1,700人程度というふうに把握しておりまして、最初、平成25年度はスタートの年ですので、およそ2割の方が受診されると考えております。小平市であるとか西東京市も実は実施しておりまして、そちらのほうは10年ぐらいかけて6割とか7割程度の受診に持って行ってまいりますので、まず、スタートはしっかり周知をする予定ではございますが、2割程度というふうに試算をしまして予算を組みました。

山田委員

中野区の子どもの場合、就学前は施設に行かれています方が多いので、そこで啓発するとすると、2割という額では済まないかなと思うのです。当初なのでということだと思いますけれども。ありがとうございました。

高木委員長

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

<議決案件>

高木委員長

次に、議決案件の審議を行います。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

日程第1、第5号議案「定期異動に伴う中野区立学校校長及び副校長の内申について」及び、日程第2、第6号議案「中野区立幼稚園園長及び副園長の人事について」は、いずれも人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、非公開とすることと決定いたしました。

おそれ入りますが、傍聴の方は、ここで会場の外へご退場をお願いいたします。

（傍聴者退場）

（以下、非公開）

高木委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第6回定例会を閉じます。

午前11時47分閉会